

第3編 北海道防災共通地図編

1 基本方針

本道において、大規模災害が発生した際、災害の種別や地域に応じて、国等の関係機関と連携・協力して災害対応にあたるため、関係機関間の情報共有ツールとして、指定緊急避難場所・指定避難所、交通輸送拠点（貨物駅、空港、港）、物資集積所、緊急輸送道路などを明示した北海道防災共通地図を、応援・受援の実施において活用する。

2 地図整備の背景

北海道防災共通地図は、平成28年夏の本道の大雨等災害に関する検証における次の提言を踏まえ、関係機関の協力を得て、道が整備した。

- (1) 被災現場や救援活動を行う場所など、災害に係る位置の特定に関し、関係機関がそれぞれ独自の地図を使用しているが、災害対応においては、関係機関の速やかな情報共有は重要であり、そのために基本となる共通して使用できる地図の整備は有効であることから、関係機関とも連携しながら、防災共通地図の検討が必要。
- (2) 避難所の場所や連絡窓口、収容人数等の基礎データをあらかじめ把握し、避難所に至る物資輸送ルートを確保することが重要。
- (3) 関係機関との速やかな連携体制整備を目的とした、災害毎に応じた物資輸送経路図の作成が必要。

3 地図の概要

北海道防災共通地図は、関係機関が災害対応などを行う際に利用する共通の地図であり、国土地理院提供の電子地図をベースマップとし、その上に災害予防・応急対策に必要なもの、防災拠点となり得る施設やハザードマップなどの様々な情報を重ねて表示することにより、発生した災害の種別や地域の実情を踏まえた災害応急の対応手順を検討するうえで有効である。

また、住所のほか経緯度・UTMの各グリッドを一つの地図（ベースマップ）に表すことで、関係機関による位置（場所）情報の共有が容易となるものである。

4 主な表示情報

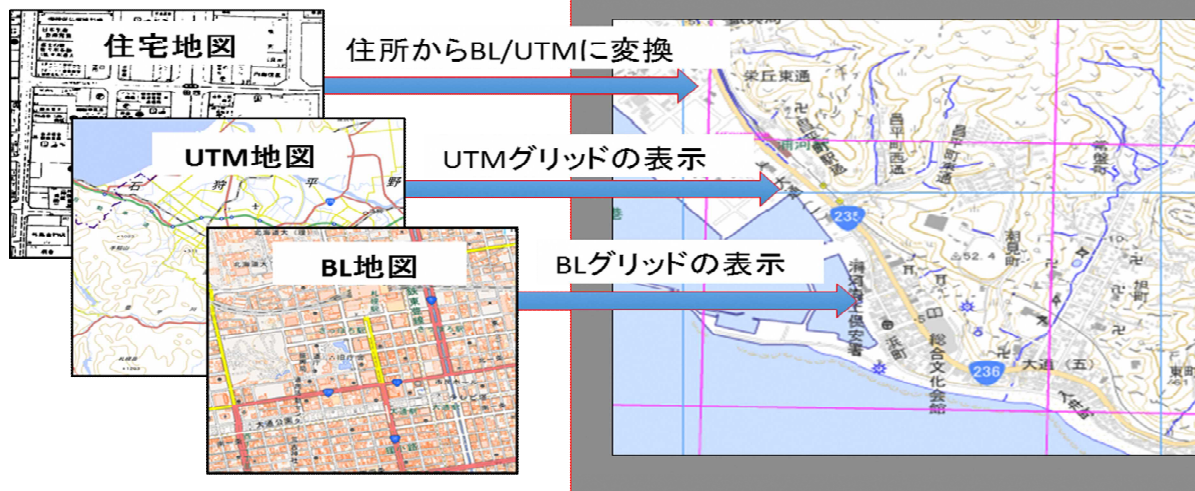
(1) 防災関係機関

- ア 道（総合振興局・振興局）
- イ 市町村
- ウ 北海道警察
- エ 消防機関
- オ 自衛隊
- カ 指定地方行政機関
- キ 指定公共機関
- ク 指定地方公共機関（北海道防災会議構成機関に限る）
- ケ 拠点となり得る道の駅

(2) 避難者関係

- ア 指定緊急避難場所
 - イ 指定避難所
 - ウ 特別養護老人ホーム
 - エ 養護老人ホーム
 - オ 軽費老人ホーム
- (3) 応急医療関係
- ア 災害拠点病院
 - イ 救急指定病院
 - ウ 病院設置ヘリポート
 - エ 医師会・歯科医師会
- (4) 交通関係
- ア 交通輸送拠点（貨物駅、空港、港湾）
 - イ 物流倉庫等
 - ウ ヘリポート
 - エ 緊急輸送道路
 - オ 道路冠水想定箇所
- (5) ライフライン・通信関係
- ア ガス事業所
 - イ 電力事業所
 - ウ 水道事業者
 - エ 放送事業者
 - オ コミュニティFM事業者
 - カ 携帯電話事業者
- (6) ハザードマップ等
- ア 各種ハザードマップ（洪水、津波、土砂災害、高潮、火山等）

地理院地図



基本情報

あらかじめ、地域防災計画等のデータを入力（管理）



逐次情報

その都度、最近の情報を入手し、データを入力（管理）



防災共通地図イメージ図

避難所,緊急輸送路,救急病院,物資集積所,輸送拠点
 被害情報,避難情報,現地写真

